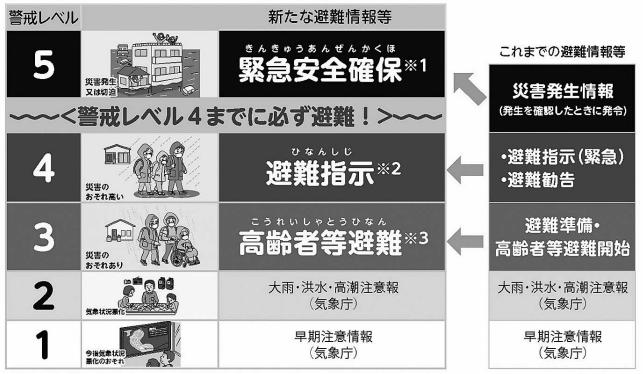
警戒レベル4は「避難指示」に一本化されました。

災害対策基本法の改正により令和3年5月20日から、災害時に市が発令する避難情報の運用が変更されました。



- ※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、 すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の

発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。 これからは、

警戒レベル4避難指示で

危険な場所から全員避難

しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で

危険な場所から避難

しましょう。

- ○「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅等の災害リスクと取るべき行動を確認しま しょう。
- ○ハザードマップなどにより「土砂災害警戒区域」「洪水浸水想定区域」を確認し、自宅や 避難経路の危険性について把握しましょう。
 - ◇ぎふ山と川の危険箇所マップ https://kikenmap.gifugis.jp/
- ○「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難所へ行く必要はありません。また、避難先は、避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅等に 避難することも考えましょう。
- ○避難の際は、マスク、消毒液、当面の食糧などの非常持出品を持参してください。